

確認評価部会の公開の取扱いについて(案)

1. 総合評価部会の公開の取扱い

専門調査会の審議は原則公開であるが、農薬のリスク評価の審議にあたって、会議及び資料を公開することにより、企業のノウハウの流出やデータの再利用・模倣のおそれがある場合にはこれまで非公開としてきた。今後も、その状況は変わらないことから、同様の扱いとする。(提出資料のみ非公開として会議を開催することについても、実質的に審議の運営が困難と判断されたことから、会議も非公開となっている。)

➤ 総合評価部会で使用する資料

- 農薬抄録(非公開)*審議終了後にマスキングして公開
- 生データ(非公開)

2. 確認評価部会で使用する資料

➤ 国内のみで登録のある農薬

- 農薬抄録(非公開)*審議終了後にマスキングして公開
- 我が国の過去の評価書(公開:一部非公開の資料が含まれる可能性がある。)
- 最新の文献(公開)

➤ 国内および海外で登録のある農薬

- 農薬抄録(非公開)*審議終了後にマスキングして公開
- 海外・国際機関の評価書(公開:厚生労働省は一部非公開資料が含まれるとしている。)
- 我が国の過去の評価書(公開:一部非公開の資料が含まれる可能性がある。)
- 最新の文献(公開)

➤ 海外でのみ登録のある農薬

- 海外・国際機関の評価書(公開:厚生労働省は一部非公開資料が含まれるとしている。)
- 最新の文献(公開)

上記の他、2回目以降の審議については追加提出資料(公開/非公開はケースバイケース)を使用することとなる。

<農薬抄録の扱いについて>

これまでは、農薬登録(適用拡大)後に、企業秘密・ノウハウに関する部分にマスキングを施した上で公開している。(審議中は非公開)

申請者が企業秘密・ノウハウに関するものとしてマスキングしている主な情報

- 原体の規格(有効成分濃度、不純物・混在物の種類、含有量)
- 製剤の処方
- 標識化合物の合成方法
- 代謝・毒性発現メカニズムの解明手法
- 上記に関連する情報

3. 確認評価部会の公開の取扱い

	審議に用いる資料	会議の公開	資料の公開
	海外の評価書等 （相手政府の要請等により一部非公開の場合）	原則、公開 （一部非公開）	配布 （一部配布せず。配布しなかった資料は、審議終了後にマスキングして公開）
	農薬抄録等 （マスキング該当箇所について議論する場合）	原則、公開 （一部非公開）	配布せず （審議終了後にマスキングして公開） （同上）

専門調査会の審議は原則公開であることから、確認評価部会においても原則公開とする。よって、会議の公開の取扱いについては、

海外の評価書等を用いて審議を行う場合は原則公開とするが、相手政府の要請等により一部非公開の資料がある場合で、「専門委員の自由な発言が制限されるおそれ」がある場合には非公開とする。

農薬抄録等も用いて審議を行う場合も原則公開とするが、マスキング該当箇所について議論する場合で、「専門委員の自由な発言が制限されるおそれ」がある場合には非公開とする。

（参考）

厚生労働省が平成18年度に評価依頼を行う予定の農薬約100剤のうち、約半数が国内登録のない剤である。

海外の評価書等を用いて審議を行う剤（3の に該当）が約半数、農薬抄録等も用いて審議を行う剤（3の に該当）が約半数となる。

食品安全委員会の公開について
(平成15年7月1日食品安全委員会決定)

1 委員会の活動状況の公開について

委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

3 議事録等の公開について

- (1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
- (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について

- (1) 委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
- (2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

5 その他

- (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
- (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。